

八女市内で開発・建築等をお考えの皆様へ

2022年(令和4年)4月1日より

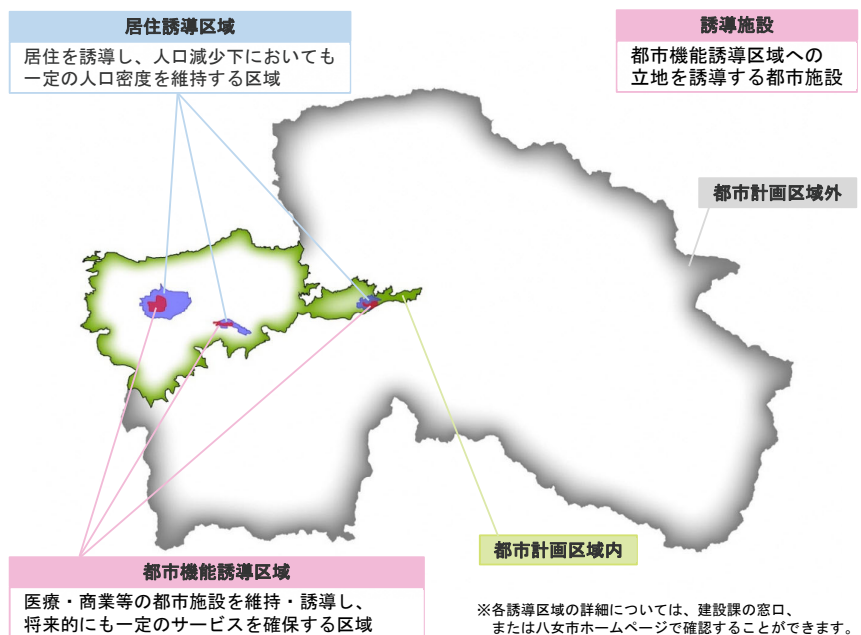
「八女市立地適正化計画」に基づく届出制度が始まります

- 八女市では、都市再生特別措置法に基づき、「八女市立地適正化計画」を2022年(令和4年)3月31日に公表しています。
- それに伴い、**2022年(令和4年)4月1日より、一定規模以上の開発・建築等を行う際には、市長への事前届出が必要**となります。

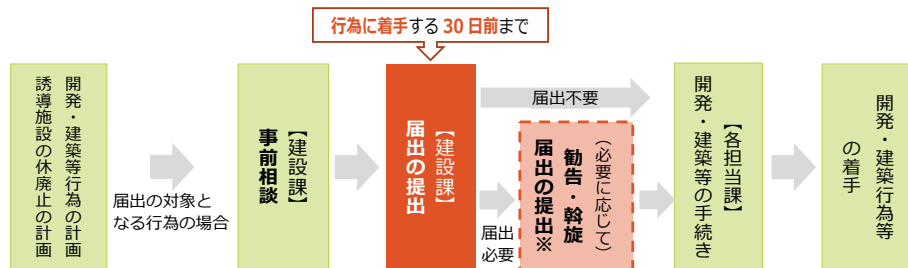
●対象行為

- ① 居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発・建築等
- ② 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等
- ③ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止

●対象区域



●届出の流れ



●届出の対象となる区域・行為

届出が必要となる区域		都市計画区域			
		居住誘導区域	都市機能誘導区域		
住宅の建築等	開発行為	◆3戸以上の住宅の建築目的で行う開発行為 ◆1戸又は2戸の住宅の建築目的で行う開発行為で1,000㎡以上のももの	不要	不要	必要
	建築等行為	◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要
誘導施設の開発等	開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為	不要	必要	必要
	建築等行為	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	不要	必要	必要
	休止・廃止	◆誘導施設を有する建築物を休止・廃止しようとする場合	必要	不要	不要

○誘導施設の一覧表

都市機能	誘導施設	都市機能誘導区域 (●: 誘導対象 - : 誘導対象外)					
		福島			黒木		立花
		広域拠点	伝建地区	その他	伝建地区	その他	
商業機能	商業施設 (床面積 10,000㎡以上)	●	-	-	-	-	-
医療機能	病院 (200床以上)	●	-	-	-	-	-
介護福祉機能	保健福祉センター	●	●*	●	●*	●	●
教育・文化機能	大学 (学生数 500人以上)	●	-	-	-	-	-
	図書館	●	●*	●	●*	●	●
	文化会館等	●	●*	●	●*	●	●
金融機能	銀行 (窓口を有する)	●	●*	●	●*	●	●
	信用金庫 (窓口を有する)	●	●*	●	●*	●	●
	JAバンク (窓口を有する)	●	●*	●	●*	●	●
行政機能	市役所本庁 (行政サービスの窓口を有する)	●	-	-	-	-	-
	支所 (行政サービスの窓口を有する)	-	-	-	-	●	●

※八女市文化的景観計画の中で、延床面積1,000㎡以上又は高さ10m以上の建物は届出対象となっています。

●届出の方法

- 提出図書 届出書、図面、位置図 等
- 提出部数 1部
- 提出先 八女市建設課 都市計画係

※届出書の様式は、八女市ホームページからダウンロードできます。

お問合せ先

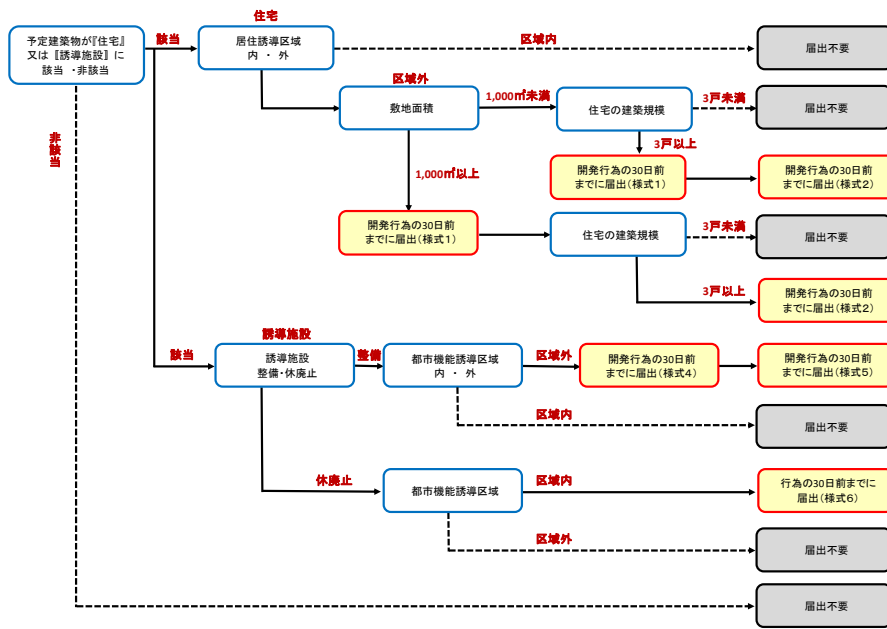
八女市建設課 都市計画係

〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地
TEL : 0943-24-9456 FAX : 0943-22-2186

【八女市ホームページ】 <https://www.city.yame.fukuoka.jp/>

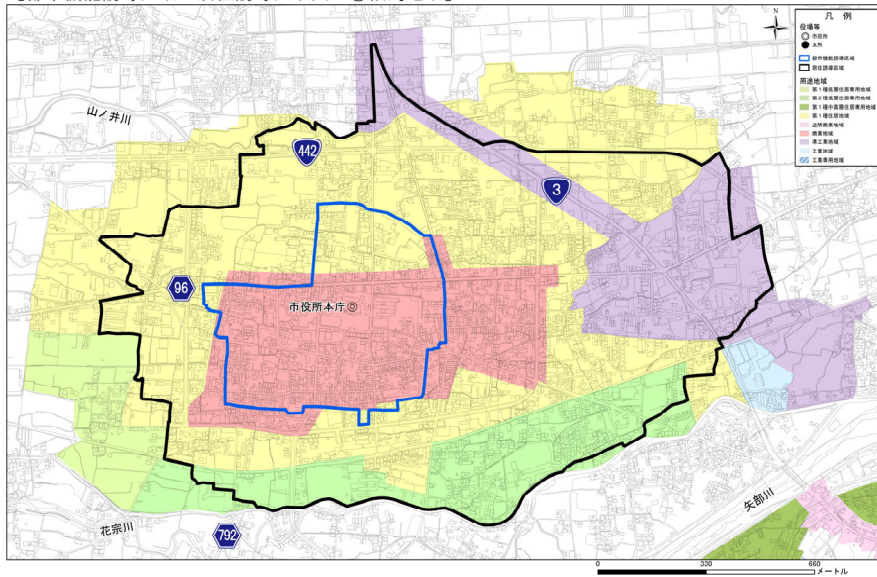


● 届出申請フロー

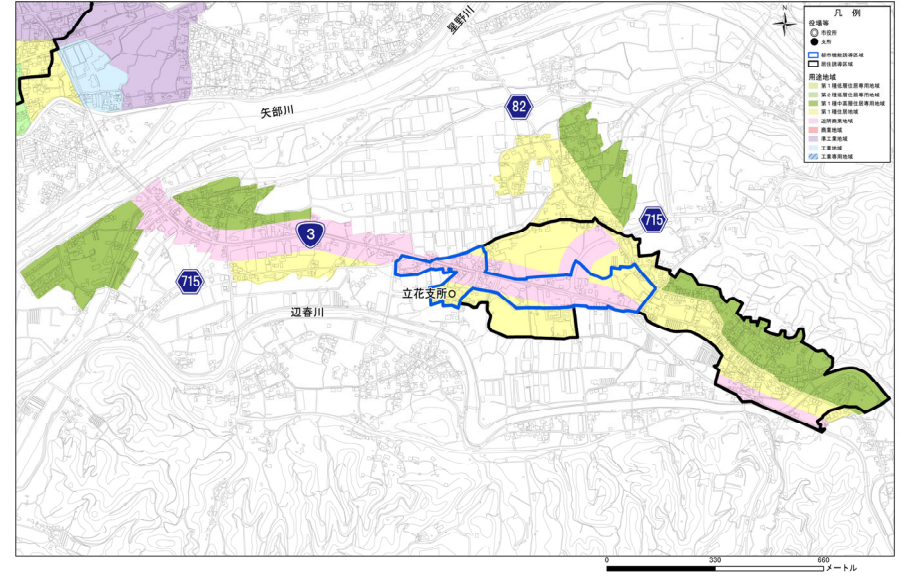


● 対象区域図

【都市機能誘導区域・居住誘導区域図：①福島地域】



【都市機能誘導区域・居住誘導区域図：②立花地域】



【都市機能誘導区域・居住誘導区域図：③黒木地域】

